

十二、 録

争議開始日三月二十二日、日請業共済会直より四谷の交遊委員より、  
 十、 林惣司より「公認請」及び「財」を提出せること  
 九、 録採支帳目を調査せること  
 八、 出庫「入」を調査せること  
 七、 人事「請」を公平に官すること  
 六、 賃金「請」を公平に官すること  
 五、 請「請」を公平に官すること  
 四、 出庫「入」を公平に官すること  
 三、 出庫「入」を公平に官すること  
 二、 出庫「入」を公平に官すること  
 一、 出庫「入」を公平に官すること

財團 協調會 福岡出張所

財團 協調會 福岡出張所

十三、 解決 條件

選任し前項嘆願書を會社代表工場主任に提出せるも、會社側は團体的改善要求に應ずるは同社従業員全体への影響重大なりとして認めず、罷業繼續する場合は本社より人夫を呼寄せるべく強硬態度を以て要求を一蹴す。  
 一方下請負人森田五郎吉は争議發生の責任を痛感し同業者たる同市水口荒外一名に幹施方依頼したる結果會社争議團双方共に之が調停を承諾し白紙一任するに至り同月二十五日事務所に於て會社側は現場事務主任外二名、争議團側は久保田茂雄外一名に調停者前記二名が立會し調停者より左の調停條件を提示したる處双方異議なく之れを承認し解決せり。

一、 各人に對し平均一日十二錢宛の賃銀値上を實施す  
 二、 人事の公平を期すること